

議案第12号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和3年3月25日

(提出者)  
世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和3年4月1日付け組織改正等に伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程を一部改正する必要があるため、本案を提出する。

教育委員会事務局

世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和3年4月1日

世田谷区教育委員会

第1条中「幼児教育・保育推進担当課長及び」を削る。

第4条の表課長の項中「幼児教育・保育推進担当課及び」を削る。

第6条第5項の表委員会及び教育長が決定する事案の項中「教育総務部長」の次に「、教育監」を加え、同表教育総務部長が決定する事案の項中「教育政策部長」を「教育監、教育政策部長」に改め、同表教育政策部長が決定する事案の項及び生涯学習部長が決定する事案の項中「教育総務部長」の次に「、教育監」を加える。

別表1の部14の項教育長決定の欄中「教育総務部長」の次に「、教育監」を加え、同表2の部教育総務課の款中9の項を削り、10の項を9の項とし、11の項を10の項とし、同部幼児教育・保育推進担当課の款を削り、同表3の部教育指導課の款5の項課長決定の欄第2号中「都立教育研究所で」を「東京都教育委員会が」に改め、同款の次に次のように加える。

教育ICT推進課	1 教育の情報化の推進に係る計画に関すること。	1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。	1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。		
教育研究・研修課	1 教育課程に関すること。 2 教科領域等の指導に関すること。 3 教職員の研修に関すること。 4 教育に係る調査研究に関すること。	1 教科領域等の指導に係る特に重要な事項を決定すること。	1 教育課程届を受理すること。 1 教科領域等の指導に係る重要な事項を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。） 1 教職員の研修計画を策定すること。 1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。	1 教科領域等の指導に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。 1 研修を実施すること。 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。 1 調査研究を実施すること。

別表3の部教育相談・特別支援教育課の款中「教育相談・特別支援教育課」を「教育相談・支援課」に改め、同款に次のように加える。

<p>1 1 不登校特例校分教室に関すること。</p>			<p>1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定すること。</p>	<p>1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 不登校特例校分教室の入室の可否及び退室を決定すること。</p>
-----------------------------	--	--	---------------------------------------	--

別表3の部教育相談・特別支援教育課の款の次に次のように加える。

<p>乳幼児教育・保育支援課</p>	<p>1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。 2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。</p>	<p>1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消しをすること。 2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。</p>	<p>1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。 2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。 3 法第34条第9項の規定による通知をすること。 4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</p>	<p>1 保育料の減免を決定すること。 1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせること。</p>	<p>1 入園又は退園を承認すること。</p>
--------------------	--	--	--	--	-------------------------

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会事案決定手続規程                      昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号</p> <p>改正</p> <p>昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号                      昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号                      昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号                      昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号                      昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号                      昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号                      昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号                      昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号                      平成元年4月1日世教委訓令甲第4号                      平成3年4月1日世教委訓令甲第1号                      平成4年3月25日世教委訓令甲第1号                      平成4年12月25日世教委訓令甲第17号                      平成5年3月25日世教委訓令甲第1号                      平成7年3月31日世教委訓令甲第2号                      平成7年6月30日世教委訓令甲第7号                      平成8年4月1日世教委訓令甲第1号                      平成9年4月1日世教委訓令甲第2号                      平成9年8月1日世教委訓令甲第4号                      平成9年10月1日世教委訓令甲第6号                      平成10年4月1日世教委訓令甲第14号                      平成11年4月1日世教委訓令甲第8号                      平成12年3月31日世教委訓令甲第14号                      平成13年3月30日世教委訓令甲第1号</p>	<p>○世田谷区教育委員会事案決定手続規程                      昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号</p> <p>改正</p> <p>昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号                      昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号                      昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号                      昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号                      昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号                      昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号                      昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号                      昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号                      平成元年4月1日世教委訓令甲第4号                      平成3年4月1日世教委訓令甲第1号                      平成4年3月25日世教委訓令甲第1号                      平成4年12月25日世教委訓令甲第17号                      平成5年3月25日世教委訓令甲第1号                      平成7年3月31日世教委訓令甲第2号                      平成7年6月30日世教委訓令甲第7号                      平成8年4月1日世教委訓令甲第1号                      平成9年4月1日世教委訓令甲第2号                      平成9年8月1日世教委訓令甲第4号                      平成9年10月1日世教委訓令甲第6号                      平成10年4月1日世教委訓令甲第14号                      平成11年4月1日世教委訓令甲第8号                      平成12年3月31日世教委訓令甲第14号                      平成13年3月30日世教委訓令甲第1号</p>

改正後	改正前
<p>平成13年10月1日世教委訓令甲第10号  平成15年4月1日世教委訓令甲第1号  平成15年10月17日世教委訓令甲第7号  平成16年4月1日世教委訓令甲第1号  平成17年4月1日世教委訓令甲第16号  平成18年9月29日世教委訓令甲第5号  平成19年3月30日世教委訓令甲第1号  平成20年4月1日世教委訓令甲第1号  平成20年5月27日世教委訓令甲第14号  平成21年4月1日世教委訓令甲第1号  平成22年4月1日世教委訓令甲第1号  平成23年4月1日世教委訓令甲第1号  平成24年3月30日世教委訓令甲第1号  平成26年4月1日世教委訓令甲第1号  平成26年7月14日世教委訓令甲第4号  平成27年4月1日世教委訓令甲第2号  平成28年4月1日世教委訓令甲第1号  平成28年4月1日世教委訓令甲第2号  平成29年3月31日世教委訓令甲第3号  平成30年3月30日世教委訓令甲第3号  平成30年11月30日世教委訓令甲第15号  平成31年4月1日世教委訓令甲第1号  令和2年4月1日世教委訓令甲第8号  <u>令和3年●月●日世教委訓令甲第●号</u></p>	<p>平成13年10月1日世教委訓令甲第10号  平成15年4月1日世教委訓令甲第1号  平成15年10月17日世教委訓令甲第7号  平成16年4月1日世教委訓令甲第1号  平成17年4月1日世教委訓令甲第16号  平成18年9月29日世教委訓令甲第5号  平成19年3月30日世教委訓令甲第1号  平成20年4月1日世教委訓令甲第1号  平成20年5月27日世教委訓令甲第14号  平成21年4月1日世教委訓令甲第1号  平成22年4月1日世教委訓令甲第1号  平成23年4月1日世教委訓令甲第1号  平成24年3月30日世教委訓令甲第1号  平成26年4月1日世教委訓令甲第1号  平成26年7月14日世教委訓令甲第4号  平成27年4月1日世教委訓令甲第2号  平成28年4月1日世教委訓令甲第1号  平成28年4月1日世教委訓令甲第2号  平成29年3月31日世教委訓令甲第3号  平成30年3月30日世教委訓令甲第3号  平成30年11月30日世教委訓令甲第15号  平成31年4月1日世教委訓令甲第1号  令和2年4月1日世教委訓令甲第8号</p>
<p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程  東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。  （事案決定の原則）</p>	<p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程  東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。  （事案決定の原則）</p>

改正後	改正前				
<p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長（新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p>	<p>第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長（<u>幼児教育・保育推進担当課長及び</u>新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。</p> <p>（決定対象事案）</p>				
<p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p>	<p>第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおりとする。</p> <p>（事案決定権の委譲）</p>				
<p>第3条 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p> <p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> <p>（事案決定の臨時代行）</p>	<p>第3条 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。</p> <p>第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。</p> <p>（事案決定の臨時代行）</p>				
<p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1382 1077 1428"> <tr> <td>教育長</td> <td>教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在</td> </tr> </table>	教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在	<p>第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1180 1382 2078 1428"> <tr> <td>教育長</td> <td>教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在</td> </tr> </table>	教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在
教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在				
教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在				

改正後			改正前		
	の場合は、教育政策部長			の場合は、教育政策部長	
教育総務部長、 教育政策部長又 は生涯学習部長	主管に係る課長（以下「主管課長」とい う。）。ただし、主管課長も不在の場合は、 教育総務課長		教育総務部長、 教育政策部長又 は生涯学習部長	主管に係る課長（以下「主管課長」とい う。）。ただし、主管課長も不在の場合は、 教育総務課長	
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補 佐を指定していない課（新教育センター整備 担当課を含む。以下同じ。）にあっては、主 管又は担任に係る係長又は担当係長（以下 「主管係長又は担任の担当係長」とい う。））		課長	課長があらかじめ指定する課長補佐（課長補 佐を指定していない課（ <u>幼児教育・保育推進 担当課及び</u> 新教育センター整備担当課を含 む。以下同じ。）にあっては、主管又は担任 に係る係長又は担当係長（以下「主管係長又 は担任の担当係長」という。））	
(事案決定の例外措置)			(事案決定の例外措置)		
第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。			第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超えると認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲げる者にその決定を求めることができる。		
教育長	第2条の規定により教育長の決 定の対象とされた事案	委員会	教育長	第2条の規定により教育長の決 定の対象とされた事案	委員会
教育総務部 長、教育政策 部長又は生涯 学習部長	第2条の規定により教育総務部 長、教育政策部長又は生涯学習 部長の決定の対象とされた事案	教育長	教育総務部 長、教育政策 部長又は生涯 学習部長	第2条の規定により教育総務部 長、教育政策部長又は生涯学習 部長の決定の対象とされた事案	教育長
	前条の規定により教育総務部 長、教育政策部長又は生涯学習 部長の決定の対象とされた事案	委員会		前条の規定により教育総務部 長、教育政策部長又は生涯学習 部長の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定 の対象とされた事案	教育総務部 長、教育政策 部長又は生涯 学習部長	課長	第2条の規定により課長の決定 の対象とされた事案	教育総務部 長、教育政策 部長又は生涯 学習部長
	前条の規定により課長の決定の	教育長		前条の規定により課長の決定の	教育長

改正後			改正前		
	対象とされた事案			対象とされた事案	
課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長	課長補佐又は係長若しくは担当係長	前条の規定により課長補佐又は係長若しくは担当係長の決定の対象とされた事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長
2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。 (事案決定の関与)			2 第2条から前条まで及び前項の規定により事案の決定を行う者を、事案の決定権者という。 (事案決定の関与)		
第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。			第6条 次の表の左欄に掲げる事案の決定に当たっては、同表中欄に掲げる者による同表右欄に掲げる審議又は審査を経るものとする。		
委員会が決定する事案	教育長、教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	委員会が決定する事案	教育長、教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育長が決定する事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育長が決定する事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査		教育総務課長、教育総務課調整係長及び主管課の文書主任	審査
教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案	主管課長及び主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査
課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議	課長が決定する事案	主管係長又は担任の担当係長	審議
	主管課の文書主任	審査		主管課の文書主任	審査

改正後	改正前				
<p>2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。</p> <p>4 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p>	<p>2 世田谷区公報に登載すべき事項に係る事案又は法規の解釈に関する事案の決定に当たっては、前項に定める審議又は審査のほか、教育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。</p> <p>3 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。</p> <p>4 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。</p> <p>5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 890 407 1029">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 890 1075 1029">教育総務部長、<u>教育監</u>、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、 <u>教育監</u> 、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 890 1413 1029">委員会及び教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="1413 890 2076 1029">教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長
委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、 <u>教育監</u> 、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
委員会及び教育長が決定する事案	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1029 407 1121">教育総務部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 1029 1075 1121"><u>教育監</u>、<u>教育政策部長</u>又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育総務部長が決定する事案	<u>教育監</u> 、 <u>教育政策部長</u> 又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1029 1413 1121">教育総務部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1413 1029 2076 1121"><u>教育政策部長</u>又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育総務部長が決定する事案	<u>教育政策部長</u> 又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長
教育総務部長が決定する事案	<u>教育監</u> 、 <u>教育政策部長</u> 又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
教育総務部長が決定する事案	<u>教育政策部長</u> 又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1121 407 1214">教育政策部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 1121 1075 1214">教育総務部長、<u>教育監</u>又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、 <u>教育監</u> 又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1121 1413 1214">教育政策部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1413 1121 2076 1214">教育総務部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	教育政策部長が決定する事案	教育総務部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長
教育政策部長が決定する事案	教育総務部長、 <u>教育監</u> 又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
教育政策部長が決定する事案	教育総務部長又は生涯学習部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1214 407 1307">生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 1214 1075 1307">教育総務部長、<u>教育監</u>又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、 <u>教育監</u> 又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1214 1413 1307">生涯学習部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1413 1214 2076 1307">教育総務部長又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長
生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、 <u>教育監</u> 又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長又は教育政策部長、課長、副参事、係長及び担当係長				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="170 1307 407 1399">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="407 1307 1075 1399">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1176 1307 1413 1399">課長が決定する事案</td> <td data-bbox="1413 1307 2076 1399">課長、副参事、係長及び担当係長</td> </tr> </table>	課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長				
課長が決定する事案	課長、副参事、係長及び担当係長				
6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他	6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他				

改正後	改正前
<p>の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p>	<p>他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p>
<p>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</p> <p>2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</p> <p>（事案の決定権者）</p>	<p>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</p> <p>2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</p> <p>（事案の決定権者）</p>
<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>	<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第16号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>
<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>	<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをと</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続き</p>

改正後	改正前
<p>らなければならない。</p> <p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に係るを有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p> <p>(複合的決定事案の処理)</p>	<p>をとらなければならない。</p> <p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に係るを有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p> <p>(複合的決定事案の処理)</p>
<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>	<p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p>
<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>	<p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求める方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>
<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>	<p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求める方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p>
<p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p>	<p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号） この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）</p>	<p>附 則（平成4年12月25日世教委訓令甲第17号） この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成5年3月25日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年3月31日世教委訓令甲第2号） この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成7年6月30日世教委訓令甲第7号） この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年3月31日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成13年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年5月27日世教委訓令甲第14号） この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年3月30日世教委訓令甲第1号） この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年4月1日世教委訓令甲第1号） この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分についての不服申立てであって、平成28年4月1日前にした世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則（平成29年3月31日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年3月30日世教委訓令甲第3号） この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日世教委訓令甲第15号）</p>

改正後					改正前				
この訓令は、平成30年12月1日から施行する。 別表（第2条関係） 1 共通事案					この訓令は、平成30年12月1日から施行する。 別表（第2条関係） 1 共通事案				
件名	委員会決定	教育長決定	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長決定	課長決定	件名	委員会決定	教育長決定	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長決定	課長決定
1 教育行政の運営に関すること。	1 教育行政の運営に関する一般方針を確定すること。				1 教育行政の運営に関すること。	1 教育行政の運営に関する一般方針を確定すること。			
2 事務事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。	1 事務事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。		2 事務事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止をすること。	1 事務事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。	
3 教育委員会		1 教育委員会決定			3 教育委員会		1 教育委員会決定		

改正後						改正前					
の議案に関すること。			事案について教育委員会に議案を提出すること。			の議案に関すること。			事案について教育委員会に議案を提出すること。		
4 庁議に関すること。				1 庁議への付議要求を行うこと。		4 庁議に関すること。				1 庁議への付議要求を行うこと。	
5 附属機関に関すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。					5 附属機関に関すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。				
6 文書等の管理に関すること。				1 文書等を収受すること。 2 文書の保存期間を決定すること。 3 保管文書の置換えを行うこと。		6 文書等の管理に関すること。				1 文書等を収受すること。 2 文書の保存期間を決定すること。 3 保管文書の置換えを行うこと。	

改正後					改正前				
				4 保存文書の廃棄の決定をすること。 5 電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。 1 行政情報の開示の可否を決定すること。 1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。					4 保存文書の廃棄の決定をすること。 5 電磁的記録の保存期間及び消去を決定すること。 1 行政情報の開示の可否を決定すること。 1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。
7 情報公開に関すること。 8 個人情報保護に関すること。					7 情報公開に関すること。 8 個人情報保護に関すること。				
9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。		9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定事案を除く。）。	

改正後						改正前							
		と。	2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。					と。	2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。				
10 契約書、協定書、覚書等に関すること。	1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下この項		1 重要な契約書等を取り交わすこと。	1 契約書等を取り交わすこと。		10 契約書、協定書、覚書等に関すること。	1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下この項		1 重要な契約書等を取り交わすこと。	1 契約書等を取り交わすこと。			

改正後						改正前					
		において「契約書等」という。)を取り交わすこと。						において「契約書等」という。)を取り交わすこと。			
11	証明に関すること。				1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。	11	証明に関すること。				1 証明を行い、又は公簿等の閲覧をさせること。
12	告示等に関すること。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」とい	1 重要な事項に関する告示等を行うこと（教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。）。	1 定例的で重要な事項に関する告示等を行うこと。	1 定例的な事項（教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等を行うこと。	12	告示等に関すること。	1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」とい	1 重要な事項に関する告示等を行うこと（教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。）。	1 定例的で重要な事項に関する告示等を行うこと。	1 定例的な事項（教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等を行うこと。

改正後						改正前					
13	報告等に関すること。	う。)をすること。 1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	1 定例的な事項（教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	13	報告等に関すること。	う。)をすること。 1 特に重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	1 重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	1 定例的で重要な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする	1 定例的な事項（教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。）及び軽易な事項に関する報告、進達、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等をする
14	幹部職員の服務に関すること。		1 教育総務部長、 <u>教育監</u> 、教育政策部長及び	1 課長及びこれと同等の職にある者（以下この項におい		14	幹部職員の服務に関すること。		1 教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習	1 課長及びこれと同等の職にある者（以下この項におい	

改正後					改正前				
15 一般 職員の サービスに 関すること。			生涯学習 部長の出 張を命ず ること。	て「課長 等」とい う。)の出 張を命ず ること。				部長の出 張を命ず ること。	て「課長 等」とい う。)の出 張を命ず ること。
			2 教育総 務部長、 教育監、 教育政策 部長及び 生涯学習 部長の休 暇を承認 し、又は 職務に専 念する義 務を免除 すること。	2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除すること。				2 教育総 務部長、 教育政策 部長及び 生涯学習 部長の休 暇を承認 し、又は 職務に専 念する義 務を免除 すること。	2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除すること。
				1 課に属す る一般職員 の分担事務 を定めるこ と。					1 課に属す る一般職員 の分担事務 を定めるこ と。
				2 課に属す る一般職員 の出張を命 ずること。					2 課に属す る一般職員 の出張を命 ずること。

改正後					改正前				
				<p>3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p>					<p>3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日の振替を行うこと。</p> <p>4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。</p>
16	職員配置に関する			<p>1 係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行うこと。</p> <p>2 配置について総務部長に報告すること。</p>		16	職員配置に関する		<p>1 係長、担当係長及び主査を除く一般職員の配置を行うこと。</p> <p>2 配置について総務部長に報告すること。</p>
17	非常勤職員			<p>1 会計年度任用職員及</p>		17	非常勤職員		<p>1 会計年度任用職員及</p>

改正後					改正前				
等に関する こと。			び地方公務 員法第3条 第3項に規 定する特別 職の非常勤 職員を任命 すること。		等に関 するこ と。			び地方公務 員法第3条 第3項に規 定する特別 職の非常勤 職員を任命 すること。	
18 請負 契約、 委託契 約又は 受託契 約を伴 う事務 及び事 業に関 すること。	1 予定価 格（長期 継続契約 の場合 は、年 額。以下 この項に おいて同 じ。）が 90,000,00 0円以上 180,000,0 00円未満 の請負契 約、委託 契約又は 受託契約 を伴う事 務及び事 業（以下 この項に	1 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等 を行うこと。	1 予定価格 が 2,000,000 円未満の請 負事業等 を行うこと。		18 請負 契約、 委託契 約又は 受託契 約を伴 う事務 及び事 業に関 すること。	1 予定価 格（長期 継続契約 の場合 は、年 額。以下 この項に おいて同 じ。）が 90,000,00 0円以上 180,000,0 00円未満 の請負契 約、委託 契約又は 受託契約 を伴う事 務及び事 業（以下 この項に	1 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等 を行うこと。	1 予定価格 が 2,000,000 円未満の請 負事業等 を行うこと。	

改正後						改正前									
			において「請負事業等」という。)を行うこと。						において「請負事業等」という。)を行うこと。						
19	物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。	1	1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項にお	1	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	1	1 予定価格が2,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。	19	物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事業に関すること。	1	1 予定価格（賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。）が90,000,000円以上180,000,000円未満の物件の借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項にお	1	1 予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の物件の買入契約（交換又は寄附受領を含む。）を伴う事務及び事業（以下この項において「買入事業」という。）を行うこと。	1	1 予定価格が2,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。

改正後					改正前							
20 契約の変更を伴う事務及び事業の変更に関する	1 変更前の契約金額（長期継続契約の場合は、年額。以下	いて「借入事業等」という。）を行うこと。	2 予定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物件の借入事業等を行うこと。	1 変更前の契約金額が 2,000,000 円未満で、 変更後の予定価格が 2,000,000					いて「借入事業等」という。）を行うこと。	2 予定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物件の借入事業等を行うこと。	1 変更前の契約金額が 2,000,000 円未満で、 変更後の予定価格が 2,000,000	1 変更前の契約金額が 60,000,000 円未満で、 変更後の予定価格が 60,000,000
		3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。	3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。						3 寄附の申出のあった財産に関する書類を送付すること。			

改正後					改正前						
ること。			この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業	円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。	円未満の買入事業を行うこと(教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。)	ること。			この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業	円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」という。)を行うこと。	円未満の買入事業を行うこと(教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。)

改正後						改正前					
			(以下この項において「請負事業等」という。)を行うこと。						(以下この項において「請負事業等」という。)を行うこと。		
			2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。		2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと(教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。)				2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が180,000,000円未満の請負事業等を行うこと。		2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと(教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。)
			3 変更前の契約金額が2,000,000						3 変更前の契約金額が2,000,000		

改正後					改正前						
				円未満で、 変更後の予 定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を 行うこと。	1 世田谷区 契約事務規 則第74条の 規定に基づ き契約締結 を契約担当 者に請求す ること。 2 課の事務 に係る予定 価格（長期 継続契約の 場合は、年 額）が 500,000円 以下の契約 （工事請負 契約及びガ ソリンの単					円未満で、 変更後の予 定価格が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の請 負事業等を 行うこと。	1 世田谷区 契約事務規 則第74条の 規定に基づ き契約締結 を契約担当 者に請求す ること。 2 課の事務 に係る予定 価格（長期 継続契約の 場合は、年 額）が 500,000円 以下の契約 （工事請負 契約及びガ ソリンの単
21	契約 の締結 等に関 すること。					21	契約 の締結 等に関 すること。				

改正後					改正前						
					価契約を除く。)を締結し、又は変更すること。					価契約を除く。)を締結し、又は変更すること。	
22	収入及び支出に関すること。		1	1	60,000,000円以上の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。)	1	22	収入及び支出に関すること。	1	1	60,000,000円以上の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。)
					60,000,000円未満の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを含む。)						60,000,000円未満の支出を決定すること(支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを含む。)
					2 歳入調定を行うこと。						2 歳入調定を行うこと。
					3 使用料等の督促を行うこと。						3 使用料等の督促を行うこと。
					4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区						4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区

改正後					改正前				
23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金（以下この項において「補助金等」という。）を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円以上 2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	23 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	1	2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金（以下この項において「補助金等」という。）を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円以上 2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。
	2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為（申請、協定、賦	2 1,000,000円以上 40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。	2 1,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。		2	40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為（申請、協定、賦	2 1,000,000円以上 40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。	2 1,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。

改正後						改正前							
			課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。						課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。				
		3	1,000,000円以上の寄附金を受領すること。	3	500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。	3	500,000円未満の寄附金を受領すること。		3	500,000円以上1,000,000円未満の寄附金を受領すること。	3	500,000円未満の寄附金を受領すること。	
24	分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他の債権（強制徴収により徴収する		1 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。	1	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと（教育長決定事案を除く。）。)	1	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。		1 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定事案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。	1	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと（教育長決定事案を除く。）。)	1	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免を行うこと。

改正後						改正前					
債権を除く。)の免除等に関すること。						債権を除く。)の免除等に関すること。					
25 損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。		25 損害賠償及び損失補償に関すること。	1	500,000円以上1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。	1	500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。	
26 教育財産の管理に関すること。	1	教育財産の取得の申出を行うこと。	1	教育財産の所属換を行うこと。		26 教育財産の管理に関すること。	1	教育財産の取得の申出を行うこと。	1	教育財産の所属換を行うこと。	

改正後					改正前						
27	審査 請求に 関する こと。	1 審査 請求の 裁決を すること。 2 弁明 書を提 出する こと。	1 弁明書 (委員会 決定事案 の処分に 係るもの を除く。)を 提出する こと。	1 弁明書 (委員会決 定事案及び 教育長決定 事案の処 分に係るもの を除く。)を 提出する こと。	2 教育財産 の使用を許 可し、又は 使用の許可 を取り消す こと(世田 谷区教育財 産管理規則 第11条第11 号に該当す る場合に限 る。)	27	審査 請求に 関する こと。	1 審査 請求の 裁決を すること。 2 弁明 書を提 出する こと。	1 弁明書 (委員会決 定事案 の処分に 係るもの を除く。)を 提出する こと。	1 弁明書 (委員会決 定事案及び 教育長決定 事案の処 分に係るもの を除く。)を 提出する こと。	2 教育財産 の使用を許 可し、又は 使用の許可 を取り消す こと(世田 谷区教育財 産管理規則 第11条第11 号に該当す る場合に限 る。)

改正後					改正前				
				事案の処分に係るものを除く。)を提出すること。					事案の処分に係るものを除く。)を提出すること。
28	使用料の減免等に関する こと。		1 世田谷区行政財産使用料条例 (以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。 2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。		28	使用料の減免等に関する こと。		1 世田谷区行政財産使用料条例 (以下この項において「条例」という。)第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。 2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。	
29	教育委員会		1 使用を承認するこ		29	教育委員会		1 使用を承認するこ	

改正後						改正前					
後援名義の使用の承認に関すること。				と。		後援名義の使用の承認に関すること。				と。	
30 電話に関すること。					1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。 2 加入電話の移設手続を行うこと。	30 電話に関すること。					1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。 2 加入電話の移設手続を行うこと。
31 表彰に関すること。	1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。 2 国及び東京都が行う表彰の候補者を推薦すること。	1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。				31 表彰に関すること。	1 重要な表彰状及び感謝状の受賞者を決定すること。 2 国及び東京都が行う表彰の候補者を推薦すること。	1 表彰状及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。			
2 教育総務部長専管事案						2 教育総務部長専管事案					

改正後						改正前					
	件名	委員会決定	教育長決定	教育総務部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	教育総務部長決定	課長決定
教育 総務 課	1 教育長の服務に関すること。	1 教育長の長期出張を命ずること。				教育 総務 課	1 教育長の服務に関すること。	1 教育長の長期出張を命ずること。			
	2 予算、決算及び会計に関すること。		1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。 2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。 3 歳出予算の執行委任を行	1 歳入科目新設申請書を提出すること。 2 歳出予算の配当申請書を提出すること。 3 収支予定表を作成		2 予算、決算及び会計に関すること。		1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作製し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	1 予算説明資料を作製し、及び提出すること。 2 予算執行計画を作成し、及び提出すること。 3 歳出予算の執行委任を行	1 歳入科目新設申請書を提出すること。 2 歳出予算の配当申請書を提出すること。 3 収支予定表を作成

改正後						改正前									
					うこと。						うこと。				し、及び提出すること。
					4 配当予算の費目の流用を部内で行うこと。						4 配当予算の費目の流用を部内で行うこと。				
					5 配当予算の費目の流用を他の部との間で行う申請をすること。						5 配当予算の費目の流用を他の部との間で行う申請をすること。				
					6 予備費の充用の申請をすること。						6 予備費の充用の申請をすること。				
					7 収支状況等に関する実績報告書を作成し、及び提出すること。						7 収支状況等に関する実績報告書を作成し、及び提出すること。				

改正後						改正前							
					と。 8 継続費 繰越調書 及び繰越 明許費繰 越調書を 作成し、 及び提出 すること。 9 事故繰 越見積書 及び事故 繰越調書 を作成 し、及び 提出する こと。						と。 8 継続費 繰越調書 及び繰越 明許費繰 越調書を 作成し、 及び提出 すること。 9 事故繰 越見積書 及び事故 繰越調書 を作成 し、及び 提出する こと。		
3 事務 局職員 の人事 に関する こと。	1 課長 及びこれに準 ずる職 以上の 職にある者 (以下 この項 におい	1 係長、 担当係長 及び主査 の配置を 行うこと。	1 職員の 充員を申 請すること。	1 充員 職員の 変更を 申請す ること。		3 事務 局職員 の人事 に関する こと。	1 課長 及びこれに準 ずる職 以上の 職にある者 (以下 この項 におい	1 係長、 担当係長 及び主査 の配置を 行うこと。	1 職員の 充員を申 請すること。	1 充員 職員の 変更を 申請す ること。			

改正後						改正前									
			て「幹部職員」という。)の配置を行うこと。						て「幹部職員」という。)の配置を行うこと。						
		2	幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。	2	職員を法令等に定める職に任命し、指定し、又は解除すること。	2	現員及び職員の異動状況等を報告すること。			2	幹部職員の事務の取扱者又は代理者を命ずること。	2	職員を法令等に定める職に任命し、指定し、又は解除すること。	2	現員及び職員の異動状況等を報告すること。
		3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	幹部職員の勤怠について報告すること。			3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	事務所の所長の事務の取扱者を命ずること。	3	幹部職員の勤怠について報告すること。
		4		4		4	職員に研修を受講させることを			4		4		4	職員に研修を受講させることを

改正後						改正前					
		4 文書等に関すること。			具申すること。 1 文書等に係る事務の調査、指導等を行うこと。			4 文書等に関すること。			具申すること。 1 文書等に係る事務の調査、指導等を行うこと。
		5 公印に関すること。			1 公印の新調、改刻又は使用廃止を行うこと。			5 公印に関すること。			1 公印の新調、改刻又は使用廃止を行うこと。
		6 計画に関すること。	1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。					6 計画に関すること。	1 事務事業を課題別に体系化し、及び計画化すること。		

改正後					改正前					
	7 組織に関すること。		1 組織の改正について区長に協議すること。			7 組織に関すること。		1 組織の改正について区長に協議すること。		
	8 広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。		8 広報に関すること。		1 教育行政に関する広報の計画を策定すること。	1 教育行政に関する広報に係る事業を実施すること。	
			2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。					2 教育行政に関する広報紙等を発行すること。		
						<u>9 教育の情報化に係る計画に関すること。</u>	<u>1 教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。</u>	<u>1 教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。</u>		



改正後						改正前						
			格が 3,000,000 円以上 5,000,000 円以下の 不動産の 賃貸契約 を締結す ること。	格が 3,000,00 0円未満 の不動産 の賃貸契 約を締結 するこ と。					格が 3,000,00 0円以上 5,000,00 0円以下 の不動産 の賃貸契 約を締結 するこ と。	格が 3,000,00 0円未満 の不動産 の賃貸契 約を締結 するこ と。		
			3 予定価 格が 300,000円 以下の物 品を売却 するこ と。					3 予定価 格が 300,000 円以下の 物品を売 却するこ と。				
			4 予定価 格が 300,000円 以下の行 政財産の 貸付け及 び地上権 の設定を するこ と。					4 予定価 格が 300,000 円以下の 行政財産 の貸付け 及び地上 権の設定 をすること。				
		10 教育	1 教育財	1 教育財	1 管理			11 教育	1 教育財	1 教育財	1 管理	

改正後						改正前							
		財産の管理に関すること。		産の用途変更又は用途廃止をすること。	産総括主任及び管理主任を任免すること。	財産について報告を徴すること。			財産の管理に関すること。	産の用途変更又は用途廃止をすること。	産総括主任及び管理主任を任免すること。	財産について報告を徴すること。	
				2 管理財産について必要な措置を求めること。	2 教育財産に係る火災保険に加入すること。	2 教育財産について必要な措置を求めること。				2 管理財産について必要な措置を求めること。	2 教育財産に係る火災保険に加入すること。	2 教育財産について必要な措置を求めること。	
				3 教育財産台帳を管理すること。	3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。	3 教育財産台帳を管理すること。				3 教育財産台帳を管理すること。	3 教育財産の使用許可の更新を行うこと。	3 教育財産台帳を管理すること。	
				4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財		4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財				4 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可を取り消すこと（世田谷区教育財			

改正後						改正前						
				産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。) 5 教育財産を引き継ぐこと。						産管理規則第11条第11号に該当する場合を除く。) 5 教育財産を引き継ぐこと。		
学務課	1 就学に関すること。			1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。	1 指定校の変更を許可すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。	学務課	1 就学に関すること。				1 就学義務の猶予又は免除を監督庁の定める規程により決定すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。	1 指定校の変更を許可すること。 2 区域外就学を承諾すること。 3 外国人の就学を許可すること。

改正後					改正前				
		2 学級編制に関する こと (特別支援学級を除く。)	1 学級を編制し、及び同意を求めること。	4 夜間中学校への就学を認可すること。			2 学級編制に関する こと (特別支援学級を除く。)	1 学級を編制し、及び同意を求めること。	4 夜間中学校への就学を認可すること。
		3 通学区域に関する こと。	1 通学区域を設定し、及び変更すること。			3 通学区域に関する こと。	1 通学区域を設定し、及び変更すること。		
		4 海外帰国児童及び生徒の教育に関する		1 帰国児童及び生徒適応学級の運営をす		4 海外帰国児童及び生徒の教育に関する		1 帰国児童及び生徒適応学級の運営をす	

改正後					改正前				
	こと。			ること。		こと。			ること。
	5 学校基本調査に関すること。		1 学校基本調査の報告を行うこと。		5 学校基本調査に関すること。		1 学校基本調査の報告を行うこと。		
	6 教材、教具及び管理備品に関すること。		1 教材、教具及び管理備品を整備すること。		6 教材、教具及び管理備品に関すること。		1 教材、教具及び管理備品を整備すること。		
	7 連合行事に関すること。		1 連合行事を開催すること。		7 連合行事に関すること。		1 連合行事を開催すること。		
	8 移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。		8 移動教室その他の校外学習に関すること。		1 移動教室その他の校外学習を実施すること。		
	9 区立校外学園に関する		1 区立校外学園の施		9 区立校外学園に関する		1 区立校外学園の施		

改正後						改正前					
	すること。				設の利用を承認すること。						設の利用を承認すること。
	10 就学援助費及び就学奨励費に関すること。		1 就学援助費支給要綱を制定すること。	1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。			10 就学援助費及び就学奨励費に関すること。		1 就学援助費支給要綱を制定すること。	1 就学援助費及び就学奨励費の支給を認定すること。	
						幼児教育・保育推進担当課	1 区立幼稚園及び区立認定こども園に関すること。			1 保育料の減免を決定すること。	1 入園又は退園を承認すること。
							2 公私連携幼保連携型認定こども園に関すること。	1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推	1 法第34条第3項の規定による設置の届出の進達をすること。	1 法第34条第7項の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査を	



改正後						改正前					
								<u>規定する協定を締結すること。</u>	<u>る廃止等の認可の申請の進達をすること。</u>		
								<u>3 法第34条第9項の規定による通知をすること。</u>			
								<u>4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</u>			
学校健康推進課	1 学校保健衛生に関すること。 2 独立行政法人日本スポーツ振興			1 健康診断を実施すること。	1 各種予防接種の手続をすること。 1 給付金の支払請求の手続をする	学校健康推進課	1 学校保健衛生に関すること。 2 独立行政法人日本スポーツ振興			1 健康診断を実施すること。	1 各種予防接種の手続をすること。 1 給付金の支払請求の手続をする

改正後						改正前							
		センターの災害共済給付に関すること。			こと。			センターの災害共済給付に関すること。			こと。		
	3	学校給食に関すること。	1	学校給食に関する基本的な方針を決定すること。	1	学校給食の開設及び廃止をすること。		3	学校給食に関すること。	1	学校給食に関する基本的な方針を決定すること。	1	学校給食設備台帳を作成すること。
	4	学校給食費会計に関すること。			2	学校給食実態調査表を作成すること。		4	学校給食費会計に関すること。			2	学校給食実態調査表を作成すること。
					1	学校給食調理場において使用する給食物資の供給契						1	学校給食調理場において使用する給食物資の供給契

改正後							改正前						
		5 学校給食調理場運営審議会に関すること。		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。	約を締結すること。			5 学校給食調理場運営審議会に関すること。		1 学校給食調理場運営審議会委員を委嘱すること。	1 学校給食調理場運営審議会を開催すること。	約を締結すること。
教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関すること。 2 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。		1 区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。 2 施設台帳を作成すること。			教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関すること。 2 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。		1 区立学校の施設に係る実態調査表等を作成すること。 2 施設台帳を作成すること。		

改正後						改正前					
		3 学校教育施設の用地取得に関すること。			と。 1 学校教育施設の用地取得をすること。			3 学校教育施設の用地取得に関すること。			と。 1 学校教育施設の用地取得をすること。
		4 学校教育施設の建設に関すること。			1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。			4 学校教育施設の建設に関すること。			1 学校教育施設の建設計画に基づく基本構想策定及び建設を行うこと。
		5 学校教育施設の整備に関すること。			1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。			5 学校教育施設の整備に関すること。			1 学校教育施設の整備計画に基づく改修等を行うこと。

3 教育政策部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定
学校職員	1 学校職員			1 学校職員の配置	1 人事記録及び人

3 教育政策部長専管事案

	件名	委員会決定	教育長決定	教育政策部長決定	課長決定
学校職員	1 学校職員			1 学校職員の配置	1 人事記録及び人

改正後						改正前					
課	(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関すること。		を行うこと。	事統計資料を作成し、及び管理すること。		課	(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関すること。		を行うこと。	事統計資料を作成し、及び管理すること。	
			2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。					2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。	2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。	
			3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。					3 学校職員の進退について内申すること。	3 学校職員の勤怠について報告すること。	
2	教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。以下こ	1	教職員の勤務評定を決定すること。	1	教職員の配置について内申を行うこと。	2	教職員(学校栄養職員及び事務職員に限る。以下こ	1	教職員の勤務評定を決定すること。	1	教職員の配置について内申を行うこと。



改正後				改正前			
			<p>3 園長及び副園長の非行及び事故発生について報告すること。</p>				<p>3 園長及び副園長の非行及び事故発生について報告すること。</p>
			<p>3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の非行及び事故発生について報告すること。</p>				<p>3 幼稚園教職員（園長及び副園長を除く。）の非行及び事故発生について報告すること。</p>
			<p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p>				<p>4 幼稚園教職員の人事評価を決定すること。</p>
			<p>5 園長の出張を命ぜること。</p>				<p>5 園長の出張を命ぜること。</p>
			<p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p>				<p>6 園長の海外旅行を許可すること。</p>
			<p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専</p>				<p>7 園長の休暇を承認し、又は職務専</p>

改正後					改正前									
				<p>念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>					<p>念義務を免除すること。</p> <p>8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。</p>					
	4	学校職員の研修に関すること。		1	研修計画を策定すること。				4	学校職員の研修に関すること。			1	研修計画を策定すること。
	5	学校職員の共済組合に関すること。			1	組合員原票を送付すること。			5	学校職員の共済組合に関すること。			1	組合員原票を送付すること。
					2	給付事由を認証すること。							2	給付事由を認証すること。
	6	学校職員の互助組合に関すること。			1	組合員原票を送付すること。			6	学校職員の互助組合に関すること。			1	組合員原票を送付すること。

改正後					改正前				
	すること。			2 給付事由を認証すること。		すること。			2 給付事由を認証すること。
	7 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関すること。			1 公務災害補償の決定請求を進達すること。		7 学校職員及び幼稚園教職員の公務災害補償に関すること。			1 公務災害補償の決定請求を進達すること。
	8 教職員及び学校職員の職員相談に関すること。			1 教職員及び学校職員の職員相談に係る計画を策定すること。		8 教職員及び学校職員の職員相談に関すること。			1 教職員及び学校職員の職員相談に係る計画を策定すること。
	9 教職員及び学校職員の衛生管理に関するこ	1 衛生管理者の任免に関すること。		1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。		9 教職員及び学校職員の衛生管理に関するこ	1 衛生管理者の任免に関すること。		1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。
		2 世田谷区立学校等衛生委					2 世田谷区立学校等衛生委		

改正後					改正前							
	と。			員会に関すること。				と。			員会に関すること。	
	10 教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。			1 被服の貸与をすること。	1 貸与品の使用の状況を調査すること。			10 教職員及び学校職員の被服の貸与に関すること。			1 被服の貸与をすること。	1 貸与品の使用の状況を調査すること。
	11 教職員及び学校職員の給与に関すること。			2 貸与期間を伸縮すること。				11 教職員及び学校職員の給与に関すること。			2 貸与期間を伸縮すること。	
				1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。							1 教職員及び学校職員の給与を支給すること。	
教育指導課	1 教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。					教育指導課	1 教育課程に関すること。		1 教育課程届を受理すること。	
	2 教科書採択及び無償給与	1 教科書を採択すること。	1 採択結果を報告すること。		1 教科書需要数を報告すること。				2 教科書採択及び無償給与	1 教科書を採択すること。	1 採択結果を報告すること。	1 教科書需要数を報告すること。

改正後						改正前							
		に関する こと。		と。				に関する こと。		と。			
		3 教材 に関する こと。	1 特に 重要な 準教科 書の使 用を承 認する こと。	1 準教 科書の 使用を 承認す ること。 2 使用 教材届 を受理 するこ と。				3 教材 に関する こと。	1 特に 重要な 準教科 書の使 用を承 認する こと。	1 準教 科書の 使用を 承認す ること。 2 使用 教材届 を受理 するこ と。			
		4 教科 領域等 の指導 に関する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 特に重 要な事 項を決 定する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 重要な 事項を 決定す ること。 2 調査	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 な重要 な事項 を決定 すること (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 な事項 (教育政 策部長 決定事 案を除 く。)及 び軽易 な事項 を決定 すること。		4 教科 領域等 の指導 に関する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 特に重 要な事 項を決 定する こと。	1 教科 領域等 の指導 に係る 重要な 事項を 決定す ること。 2 調査	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 な重要 な事項 を決定 すること (教育長 決定事 案を除 く。)	1 教科領 域等の指 導に係る 定例的 な事項 (教育政 策部長 決定事 案を除 く。)及 び軽易 な事項 を決定 すること。	

改正後						改正前							
			研究等を決定すること。						研究等を決定すること。				
5	教職員の研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。 2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。	5	教職員の研修に関すること。			1 教職員の研修計画を策定すること。	1 研修を実施すること。 2 教職員を都立教育研究所で実施する研修に推薦すること。		
6	教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）の人事に関する	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申を行うこと。	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休	6	教職員（幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。）の人事に関する	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員（校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の配置について内申を行うこと。	1 教職員（校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。）の海外旅行（休業期間中の海外旅行及び慶弔休		

改正後					改正前						
		ること。	2 教職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）の勤務評定を決定すること。	2 教職員（校長及び副校長を除く。）の非行及び事故発生について報告すること。	暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。			ること。	2 教職員（学校栄養職員及び事務職員を除く。）の勤務評定を決定すること。	2 教職員（校長及び副校長を除く。）の非行及び事故発生について報告すること。	暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。）を許可すること。
				3 校長の出張を命ずること。						3 校長の出張を命ずること。	
				4 校長の海外旅行を許可すること。						4 校長の海外旅行を許可すること。	
				5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。						5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。	

改正後						改正前								
					6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。						6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。			
教育ICT推進課	1 <u>教育の情報化の推進に係る計画に関すること。</u>	1 <u>教育の情報化の推進に関する総合的な計画を策定すること。</u>	1 <u>教育の情報化の推進に関する計画を策定すること。</u>											
教育研究・研修課	1 <u>教育課程に関すること。</u>		1 <u>教育課程届を受理すること。</u>											
	2 <u>教科領域等の指導に関するこ</u>	1 <u>教科領域等の指導に係る特に重</u>	1 <u>教科領域等の指導に係る重要な</u>	1 <u>教科領域等の指導に係る定例的で重要な事</u>	1 <u>教科領域等の指導に係る定例的な事項（教</u>									

改正後						改正前					
	<u>と。</u>	<u>要な事項を決定すること。</u>	<u>事項を決定すること。</u>	<u>項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。</u>	<u>育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。</u>						
	<u>3 教職員の研修に関すること。</u>			<u>1 教職員の研修計画を策定すること。</u>	<u>1 研修を実施すること。</u>						
	<u>4 教育に係る調査研究に関すること。</u>			<u>1 教育に係る調査研究の内容を決定すること。</u>	<u>2 教職員を東京都教育委員会が実施する研修に推薦すること。</u> <u>1 調査研究を実施すること。</u>						
<u>教育相</u>	1 教育相談事	1 教育相談事	1 教育相談事	1 教育相談事業の	1 教育相談事業の	<u>教育相</u>	1 教育相談事	1 教育相談事	1 教育相談事	1 教育相談事業の	1 教育相談事業の

改正後						改正前					
談・ 支援 課	業の計画及び運営に関すること。	業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること。	計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	計画及び運営に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。	談・ 特別 支援 教育 課	業の計画及び運営に関すること。	業の計画及び運営に係る特に重要な事項を決定すること。	業の計画及び運営に係る重要な事項を決定すること。	計画及び運営に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	計画及び運営に係る定例的な事項（教育政策部長決定事案を除く。）及び軽易な事項を決定すること。
	2 教育相談室に関すること。			1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 相談案件の受理及び相談の終了を決定すること。		2 教育相談室に関すること。			1 教育相談室の運営に係る重要な事項を決定すること。	1 教育相談室の運営に係る定例的な事項を決定すること。 2 相談案件の受理及び相談の終了を決定すること。
	3 スクールカウンセラー			1 スクールカウンセラー事	1 スクールカウンセラー事		3 スクールカウンセ			1 スクールカウンセラー事	1 スクールカウンセラー事

改正後						改正前							
		ラー事業に関すること。			業の実施に係る重要な事項を決定すること。	業の実施に係る定例的な事項を決定すること。			ラー事業に関すること。		業の実施に係る重要な事項を決定すること。	業の実施に係る定例的な事項を決定すること。	
	4	メンタルフレンド事業に関すること。		1	メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1	メンタルフレンド事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。		4	メンタルフレンド事業に関すること。		1	メンタルフレンド事業の実施に係る重要な事項を決定すること。
						2	メンタルフレンドの派遣及び派遣の終了を決定すること。					2	メンタルフレンドの派遣及び派遣の終了を決定すること。
	5	ほつ		1	ほつと	1	ほつと		5	ほつ		1	ほつと

改正後					改正前							
		とスクール事業に関すること。		スクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	スクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。			とスクール事業に関すること。		スクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	スクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。	
	6	教育相談に係る教職員研修に関すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。			6	教育相談に係る教職員研修に関すること。		1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。
	7	就学支援委員会に関すること。		1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。	1 就学支援委員会を開催すること。			7	就学支援委員会に関すること。		1 就学支援委員会委員の委嘱をすること。	1 就学支援委員会を開催すること。
	8	特別支援学			1 特別支援学級へ			8	特別支援学		1 特別支援学級へ	
					2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。						2 ほっとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。	

改正後						改正前					
	級の入級に関すること。				の入級を決定すること。		級の入級に関すること。				の入級を決定すること。
	9 特別支援学級の学級編制に関すること。		1 学級を編制し、及び同意を求めること。				9 特別支援学級の学級編制に関すること。		1 学級を編制し、及び同意を求めること。		
	10 特別支援教育に関すること。	1 特別支援教育の基本方針を策定すること。	1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること。	1 特別支援教育に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 特別支援教育に係る定例的な事項を決定すること（教育政策部長決定事案を除く。）。		10 特別支援教育に関すること。	1 特別支援教育の基本方針を策定すること。	1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること（教育長決定事案を除く。）。	1 特別支援教育に係る定例的で重要な事項を決定すること（教育政策部長決定事案を除く。）。	1 特別支援教育に係る定例的な事項を決定すること（教育政策部長決定事案を除く。）。
	<u>11 不登校特例校分教室に関すること。</u>										
			<u>1 不登校特例校分教室の運営に係る重要な事項を決定</u>	<u>1 不登校特例校分教室の運営に係る定例的な事項を決</u>							

改正後						改正前					
				<u>すること。</u>	<u>定すること。</u> 2 <u>不登校 特例校分 教室の入 室の可否 及び退室 を決定す ること。</u>						
乳幼 児教 育・ 保育 支援 課	1 <u>区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 すること。</u>			1 <u>保育料 の減免を 決定す ること。</u>	1 <u>入園又 は退園を 承認す ること。</u>						
	2 <u>公私 連携幼 保連携 型認定 こども 園に関 すること。</u>	1 <u>就学 前の子ど もに関す る教育、 保育等の 総合的な 提供の推 進に関す る法律 (以下こ の項にお</u>	1 <u>法第 34条第 3項の 規定に よる設 置の届 出の進 達をす ること。</u>	1 <u>法第34 条第7項の 規定により 報告を求 め、又は質 問させ、若 しくは立入 検査をさせ ること。</u>							

改正後						改正前						
			<p>いて 「法」と いう。) 第34条第 1項の規 定による 公私連携 法人の指 定及び同 条第11項 の規定に よる指定 の取消し をすること。</p> <p>2 法第 34条第2 項に規定 する協定 を締結す ること。</p>									
			<p>2 法第 34条第 6項に 規定す る廃止 等の認 可の申 請の進 達をす ること。</p> <p>3 法第 34条第</p>									

改正後						改正前					
				<u>9項の 規定に よる通 知をす ること。</u> <u>4 法第34 条第10項 の規定に よる勧告 をすること。</u>							
新教育センター整備担当課	1 新教育センターの整備に係る計画に関すること。		1 新教育センターの整備に係る計画を策定すること。				1 新教育センターの整備に係る計画に関すること。		1 新教育センターの整備に係る計画を策定すること。		
4 生涯学習部長専管事案						4 生涯学習部長専管事案					
	件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部長決定	課長決定		件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部長決定	課長決定
生涯学習・地域学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。		生涯学習・地域学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の基本的な方針及び	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定	1 生涯学習・社会教育事業の実施に係る計画を策定すること。	

改正後						改正前							
			特に重要な計画を策定すること。	すること。					特に重要な計画を策定すること。	すること。			
	2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。							2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。			
	3 青少年委員に関すること。		1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 調査委託事業等を行うこと。				3 青少年委員に関すること。	1 青少年委員を委嘱すること。	1 調査委託事業等を行うこと。	2 青少年委員に対する指導事項を決定すること。	
	4 青少年教育に関すること。			1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。				4 青少年教育に関すること。		1 青少年教育の計画を策定すること。	1 学級、講座、研修会等を開催すること。	
	5 成人教育に			1 成人教育の計画	1 学級、講座、研				5 成人教育に		1 成人教育の計画	1 学級、講座、研	

改正後				改正前					
	関すること。		を策定すること。	修会等を開催すること。		関すること。	を策定すること。	修会等を開催すること。	
6	社会教育施設の管理運営に関すること。	1	社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。			6	社会教育施設の管理運営に関すること。	1	社会教育施設の管理運営の基本方針を策定すること。
7	郷土資料館に関すること。	1	郷土資料館運営委員を委嘱すること。	1	郷土資料館運営委員会を開催すること。	7	郷土資料館に関すること。	1	郷土資料館運営委員を委嘱すること。
				2	郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。			2	郷土資料館の資料の受領及び受託をすること。
8	社会教育関係団体の支援			1	指導育成及び助言を行うこと。	8	社会教育関係団体の支援	1	指導育成及び助言を行うこと。



改正後							改正前							
	関すること。	設置に 関すること。	員の任 免に關 すること。					関すること。	設置に 関すること。	員の任 免に關 すること。				
12	放課 後の遊 び場対 策及び 区立学 校の遊 び場開 放事業 に關す ること。		1 放課 後の遊 び場対 策及び 遊び場 開放事 業の基 本方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放運 営委員 会の指 導方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放に 係る研 修会を 実施す ること。		12	放課 後の遊 び場対 策及び 区立学 校の遊 び場開 放事業 に關す ること。		1 放課 後の遊 び場対 策及び 遊び場 開放事 業の基 本方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放運 営委員 会の指 導方針 を策定 すること。	1 遊び場 開放に 係る研 修会を 実施す ること。		
				2 遊び場 開放運 営委員 会の運 営の支 援を行 うこと。							2 遊び場 開放運 営委員 会の運 営の支 援を行 うこと。			
13	区内 大学等 との教 育活動 に係る 連携に 關する	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 特に重 要な協	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 協定に 關する	1 区内大 学等と の教育 活動に 係る協 議会を 実施す ること。	1 区内大 学等と の教育 活動に 係る協 定等に 基づく 事業を 調整す		13	区内 大学等 との教 育活動 に係る 連携に 關する	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 特に重 要な協	1 区内 大学等 との教 育活動 に係る 協定に 關する	1 区内大 学等と の教育 活動に 係る協 議会を 実施す ること。	1 区内大 学等と の教育 活動に 係る協 定等に 基づく 事業を 調整す		

改正後						改正前					
	こと。	定に関すること。	こと。		ること。		こと。	定に関すること。	こと。		ること。
14	区立中学校の部活動への支援に関すること。		1 区立中学校の部活動への支援の基本方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援の実施方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。		14	区立中学校の部活動への支援に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援の基本方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援の実施方針に関すること。	1 区立中学校の部活動への支援を行うこと。
15	区立小学校のスポーツ教室に関すること。		1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。		15	区立小学校のスポーツ教室に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の基本方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室の実施方針に関すること。	1 区立小学校のスポーツ教室を実施すること。
16	区立学校施設の利用調整に関すること。				1 区立学校施設の使用を承認すること。		16	区立学校施設の利用調整に関すること。			1 区立学校施設の使用を承認すること。

改正後					改正前						
	17 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。			1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援の実施に関する計画を策定すること。			17 総合型地域スポーツ・文化クラブに関すること。			1 総合型地域スポーツ・文化クラブの支援の実施に関する計画を策定すること。	
	18 文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。		1 指定文化財の現状変更を許可すること。	1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。		18 文化財保護に関すること。	1 文化財保護審議会の諮問事項を決定すること。		1 指定文化財の現状変更を許可すること。	1 指定文化財の管理又は修理を勧告すること。
		2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。		2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。	2 指定文化財の修理の届出を受けること。			2 文化財の区指定及び指定の解除を決定すること。		2 文化財を公開し、又は文化財の公開を勧告すること。	2 指定文化財の修理の届出を受けること。
				3 文化財保護に係る重要な	3 指定文化財の所在の変更			3 文化財保護に係る重要な		3 指定文化財の所在の変更	

改正後						改正前						
					<p>行事を開催すること。</p> <p>4 寄贈品を受領すること。</p>						<p>行事を開催すること。</p> <p>4 寄贈品を受領すること。</p>	<p>の届出を受けること。</p> <p>4 指定文化財の現状を調査すること。</p> <p>5 軽易な諸行事を開催すること。</p>
19 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。	19 埋蔵文化財に関すること。		1 特に重要な発掘調査を行うこと。	1 重要な発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。	1 発掘調査を行うこと。
			2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	2 事前協議等を指導すること。	2 事前協議等を指導すること。			2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	2 遺跡の新発見及び遺跡破壊の処置を行うこと。	2 事前協議等を指導すること。	2 事前協議等を指導すること。	2 事前協議等を指導すること。
				3 文化庁長官へ発掘等を届け出るこ	3 文化庁長官へ発掘等を届け出るこ					3 文化庁長官へ発掘等を届け出るこ	3 文化庁長官へ発掘等を届け出るこ	3 文化庁長官へ発掘等を届け出るこ

改正後						改正前					
					と。						と。
備考						備考					
<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>						<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、教育総務課長と協議して決定するものとする。</p>					